

条 例

議会の議決を経た「千曲市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第42号

千曲市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 千曲市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 千曲市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

第8条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千曲市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千曲市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。